

平成24年度 四條畷市人権教育基本方針

昭和23（1948）年に国連総会において「世界人権宣言」が採択された。その後、今日に至るまで、本宣言が人権保障のための国際的な基本理念となり、以後この宣言の基本精神を具現化するために、国際人権規約や子どもの権利条約等をはじめとする、諸条約・規約の採択や国際年が制定され、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みが進められてきた。そして、「人権の世紀」と呼ばれる現在、このような努力をめぐる国境を越えた連携がますます重要となっている。

わが国においても、日本国憲法により、すべての国民は、法の下に平等であって、何人も侵すことのできない永久の権利として、基本的人権の享有を保障している。また、大阪府においては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」並びに「大阪府人権教育推進計画（平成17年3月）」等、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしている。

本市では、平成5（1993）年12月に「人権擁護都市」を宣言し、また、平成12（2000）年3月に四條畷市人権教育のための国連10年行動計画、平成13（2001）年3月に人権教育のための国連10年実施計画、平成15（2003）年5月四條畷市同和行政基本方針及び推進プラン、平成15（2003）年12月に「四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、平成18（2006）年7月に「四條畷市男女共同参画推進条例」、平成19（2005）年3月には「四條畷市識字施策推進指針」を制定し、さらに平成21（2009）年10月には「四條畷市人権行政基本方針」平成21（2009）年12月に「四條畷市男女共同参画推進計画（なわてあじさいプラン）」、平成22（2010）年3月に「四條畷市識字基本計画」、平成23（2011）年に「四條畷市人権行政基本指針に基づく行動計画」を制定した。市民は、この精神のもと人権尊重の思想を育みあい、実践することを決意し、差別のない明るいまちづくりの実現に努めてきた。

しかしながら、今日においても、わが国固有の人権問題である同和問題について、依然として課題が残されており、男女平等、障がい者、在日外国人等のさまざまな人権問題が生じている。また、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にあり、幼児・児童・生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化している。さらに、急成長する情報化の中で、携帯電話等による悪意に満ちた誹謗中傷などの書き込みが、いじめの温床となり、新たな課題となっている。

これらの問題の解決は、人々のたゆまぬ努力によって達成されるものであり、その基礎となる教育の果たす役割は大きいとされている。

この視点に立ち本市人権教育を推進するために、その基本方針を次のとおり定める。

- 1) 日本国憲法、教育基本法に則り、「四條畷市人権教育のための国連10年行動計画」及び「四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例」、「四條畷市男女共同参画推進条例」、「四條畷市人権行政基本方針」、「四條畷市識字施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念について理解を深め、自らの課題として考え、判断し、行動できる人権感覚を身に付けた民主的な人間の育成に努める。
- 2) 変化の時代を迎え、多様な人権問題が生じうることを予測し、その実態の把握を行い、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう、人権尊重の教育の総合的な計画を樹立し、すべての教育活動を通じて積極的に人権教育を推進する。
- 3) 人権問題の解決は教育に負うところが大きいとされ、すべての学校園において、校園長のリーダーシップのもと人権教育を積極的に推進するために、課題別の担当者を明確にし、人権及び人権問題に関する深い認識と、それに基づいた実践力を身に付けた、熱意ある指導者の育成を図る。
- 4) 情報化の進展に伴う人権侵害に対応するため、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深める教育の充実に努め、携帯電話をはじめとする情報機器の適切な取り扱いについての啓発を図る。
- 5) 「四條畷市人権問題に関する市民意識調査（平成18年3月）」を踏まえ、市民一人ひとりが、あらゆる人権問題を自らの課題として解決するために、人権尊重の理念について理解を深め、人権が尊重された社会づくりが推進されるよう、学校園、家庭、地域社会において人権教育の推進及び啓発を図る。
- 6) 国の「人権教育の指導方法等のあり方（第3次とりまとめ）」、「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」（平成21年10月）を活用し、学校園での教育活動全体を通して、人権教育を組織的に推進し、豊かな人権感覚の育成に努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、社会教育課や人権政策推進課との連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ、一層連携して推進しなければならない。

学校における人権教育の推進にあたって

人権教育は、学校教育において、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、校長のリーダーシップのもと、教育活動全体を通して推進されるものである。平成8年の中央教育審議会答申において、「児童・生徒が自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」などを「生きる力」の重要な資質や能力として挙げている。

人権教育は、この「生きる力」を育成する根幹と捉える必要がある。

同和教育をはじめとするさまざまな人権教育を推進するために、課題別の担当者を明確にし、学校長のリーダーシップのもと人権教育を推進する校内組織を構築し、すべての児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的な実践力の育成に努める。

そのためには、各学校でのこれまでの人権教育のあり方を振り返り、課題を明確にし、「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」の趣旨を踏まえ、人権教育の一層の改善・充実を推進することが求められている。学習活動の基盤としての学校・学級作り及び仲間作りや、児童・生徒の発達段階に応じた基礎・基本の定着を図りつつ、個々の能力を一層高めることが必要である。常日頃の学校生活も含めて、教職員は改めて、人権が尊重される学校・学級となるように邁進し、児童・生徒一人ひとりの大切さを強く自覚しなければならない。

また、府内において、障がいのある児童・生徒に対する人権侵害事象や陰湿ないじめなど、深刻な人権侵害の事例が生起している現状がある。については、児童・生徒に対する人権を擁護することを基本に、教職員研修等の実施により、教職員の人権感覚を一層磨き、校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、児童・生徒の人権意識の高揚に努める。

また、児童虐待の防止にあたっては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して、児童・生徒や家庭への関わりを深め、早期発見に努める。

なお、問題事象が生起した場合には、毅然とした姿勢で、学校全体として、組織的に速やかに適切な指導がなされるように努めるとともに、関係機関等と継続的な連携を図り、体罰やセクシュアル・ハラスメント及び児童虐待の根絶に向けた取組みを継続する必要がある。

《推進の方向》

1、人権教育の充実と啓発の強化

① 学校における人権教育の推進

- 人権教育の推進にあたっては、校長のリーダーシップのもと、校内組織を整備し、人権教育の推進に努めること。
- 学校長は、課題別担当者の明確化や校内人権教育研修会の充実など人権教育

推進体制の確立と、人権尊重の理念を反映した学校の運営に努めること。

- 教職員は自らが、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めるようにすること。
- 各学校の課題に基づいた、学年相互の系統性を踏まえた人権学習プログラムを策定すること。
- 教職員は、豊かな人権感覚と実践力を身につけるとともに、課題を有する児童・生徒に対する、人権尊重の視点に立った取組みの充実を図ること。
- 教職員は、児童・生徒の感性をより豊かに育み、人権問題に適切に対処できるスキルや態度の育成に力点を置くこと。
- 教職員は、様々な人権問題を自身の課題として捉え、体験の場や実際に活動することを通して、主体的に学習を進めることができるよう、総合的に人権学習を進めること。

② 教職員研修の充実

- 教職員自身の資質の向上、教職員自身の生き方としての人権意識を身につける研修の充実に努めること。
- 研修会等をとおして、体罰の根絶やセクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。
- 安易な個人情報の取扱いが、重大な人権侵害事象の要因となることを踏まえ、厳格な個人情報の取扱いに努めること。
- 地域のフィールドワーク、聞き取り体験の実施等、差別の実態から学ぶ研修の充実に努める。また、リバティおおさかの見学や出前授業「学校 de 博物館」など、学校教育と連携した取組みの活用にも努めること。
- 児童・生徒が自分自身の課題として捉えた人権問題を解決するための、総合的な学習の充実を図る授業の研究・研修に努めること。
 - ・「学校における人権教育推進のための事例集」（平成14年11月）
 - ・「学校における人権教育推進のための資料集」（平成23年4月）

③ 教材等の開発

- 「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」の活用を図ること。
- 人権教育副読本改訂版「にんげん：ひとシリーズ」の活用について研究を深めること。
- 学校外の人材活用や参加・体験学習等を積極的に取り入れ、児童・生徒の発達段階に即した教材の開発に努めること。
- 今日的な課題に即した教材の開発に努めること。
 - ・「人権基礎教育指導事例集」（平成16年3月）
 - ・「人権教育関係資料」（平成18年3月）
 - ・「学校における人権教育のための事例集」（平成14年11月）
 - ・「OSAKA人権教育ABC」（平成20年3月）

- ・「いじめ対応プログラムⅠ」（平成19年6月）
- ・「いじめ対応プログラムⅡ」（平成19年8月）
- ・「この痛み一生忘れない（体罰防止マニュアル：改訂版）」（平成19年11月）
- ・人権教育教材集・資料（平成23年3月）
- ・「平成23年度小中学生人権作文集（第18集）」（平成24年3月）
- ※ 自主教材の開発にあたっては、校内組織の中で多方面から十分検証を行い、適切な活用に努めること
- ※ また、優れた教材については、市内各校が共有できるように、その仕組みを作ることを。

④ 校種間の連携の強化

- 中学校区における小中連携を深め、小中一貫した学習指導等の構築に努めること。
- 学校行事等を中心に中学校区における小中連携を深め、一貫した生活指導、生徒指導の構築に努めること。
- 中学校区における小中連携を推進するにあたり、地域人材の活用を図り、地域との連携を深めること。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、及び高等学校間の組織的連携体制の確立を目指すこと。

2、学力向上の取組

- ① 基礎・基本の確実な定着
 - 地域の人材等を活用して、個に応じた指導、個別学習の研究・指導・支援に努めること。
- ② 学習指導方法の工夫改善
 - 自己選択や自己決定の場、体験活動等を考えた指導方法等の工夫改善を図ること。
 - 地域人材の情報の収集、及び有効活用に努めること。
- ③ 家庭・地域の教育力の向上
 - 『早寝、早起き、朝ごはん』運動の推進により、基本的な生活習慣を身に付け、また、家庭における自学自習の習慣、親子の会話や読書等地域における学習環境づくりの啓発に努めること。
 - 学校・家庭・地域社会が相互に連携し、地域の施設や人材を有効に活用して、地域社会で児童・生徒を育てる取組みの強化を図ること。

3、進路指導の充実

- 児童・生徒自らが生き方や進路を決定する力を高めるため、職業観や勤労観を養う指導を早期より発達段階に応じて実施すること。
- 中学校における進路指導の改善・充実を図るとともに、進路選択については学

校情報のみでなく、奨学金制度等の多様な情報提供を行い、高校進学の断念や中途退学の防止に役立てること。

- 9年間を見通したキャリア教育の全体計画を作成すること。
 - ・「大阪府 キャリア教育を推進するために」（平成17年4月）
 - ・「キャリア教育推進の手引き」（平成18年11月）
 - ・「小学校キャリア教育の手引き」（平成22年1月）
 - ・「中学校キャリア教育の手引き」（平成23年3月）

4、保護者への啓発

- 地域教育協議会活動を通じた、地域における子どもを支える教育コミュニティの確立を図ること。
- PTA人権啓発委員会活動の充実を図り、家庭、地域社会との連携のもとに人権意識の高揚に努めること。

《課題別取組》

1、同和教育

- 「大阪府同和対策審議会答申」（平成13年）及び、平成14年10月の大阪府教育委員会教育長通知の趣旨を踏まえ、これまでの同和教育の経験や成果を生かし、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
 - ・「四條畷市同和行政基本方針及び推進プラン（四條畷市）」（平成15年5月）

2、男女平等教育

- 男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識が影響を及ぼすことがないよう配慮するとともに、教育活動について男女共同参画を推進するための視点から点検するとともに、名簿等の取扱いについては、男女平等を基礎としたものになるよう努めること。
- 「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」等に基づき、教職員のセクシュアル・ハラスメントに対する認識を深めるとともに、校内における防止体制の確立を図ること。
- 男女混合名簿の作成と実施を推進すること。
 - ・「大阪府男女共同参画推進条例」（平成14年4月）
 - ・「改定おおさか男女共同参画プラン」（平成18年4月）
 - ・「小中学校及び府立高校における男女平等教育指導事例集」（平成15年7月）
 - ・「四條畷市男女共同参画推進条例」（平成18年7月）
 - ・「男女平等教育の推進について（四條畷市教育委員会）」（平成14年1月）
 - ・「学校・園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために（四條畷市教育委員会）」（平成14年1月）
 - ・「四條畷市男女参画推進計画（なわてあじさいプラン）（四條畷市）」（平成21

年2月)

3、在日外国人教育

- 異なる文化や価値観を理解し、豊かな人間関係を築く実践的な態度とスキルを育む在日外国人教育の推進を図ること。
- 在日外国人児童・生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。
- 日本語指導を必要とする児童・生徒については、校内の受入・指導体制の充実を図る。また、多言語による進路ガイダンスを児童・生徒及び保護者に案内するとともに、多言語によるホームページ「多言語による学校生活サポート情報」(平成13年3月)や「小学校入学準備ガイドブック」(平成19年12月)等を活用し、就学促進や学校生活、進路支援に努めること。
- 緊急かつ重要な案内、お知らせ、承諾書及び問診票等の漢字にふり仮名をふるなど、保護者に対する支援に努めること。
 - ・「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(平成10年3月一部改訂)
 - ・「大阪府在日外国人施策に関する指針」(平成14年12月)
 - ・「在日外国人教育に関する指導の指針(四條畷市教育委員会)」
(平成14年10月)
 - ・「四條畷市識字施策推進指針(四條畷市)」(平成19年3月)
 - ・「四條畷市識字基本計画(四條畷市教育委員会)」(平成22年3月)
 - ・「互いに違いを認め合い、ともに学ぶ学校を築いていくために
ー本名指導の手引きー」(平成18年3月)
 - ・「在日外国人教育のための教材集(DVD)」(平成22年3月)

4、障がい者理解教育

- 障がいのある幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるような指導に努めること。
- 障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、障がいに対する理解を深める学習の系統的な実施に努めること。
 - ・「学校全体で取り組む総合的な体制づくり」(平成17年3月)
 - ・指導資料「『ともに学び ともに育つ』」障害教育の充実のために(平成18年6月)
 - ・指導資料集「ぬくもり」(平成22年3月)

5、福祉教育・平和教育・国際理解教育・北朝鮮当局による拉致問題・ハンセン病回復者の人権に対する取組み等さまざまな人権教育

- 体験や学習を通して、身のまわりのさまざまな人権問題に気づき、その解決に向けた活動に主体的に取り組むための指導法や教材の開発に努めること。
- さまざまな人権問題に関する教職員の知識を深めるための人権研修を充実すること。